

平成20年10月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 居關雅昭

平成20年(ネ)第2929号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成19年(ワ)第20868号)

口頭弁論終結の日 平成20年8月26日

判 決

東京都調布市

控訴人

m r k o n o

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人

国

同代表者法務大臣

森

英

介

同指定代理人

武

藤

京

同

梶

山

大

同

有

水

輔

幸

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成17年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、釧路地方検察庁の検察官は、北海道警察釧路方面弟子屈警察署の警察官等が、何者かによって殺害された木村悟をバイクによる事故死と装った事実を知りながら、これを不起訴処分にしたほか、その後、木村悟の母である木村富士子（以下「富士子」という。）などが木村悟を殺害した氏名不詳の犯人を告訴したにもかかわらず、再び不起訴処分として、犯人隠避行為を行った結果、富士子は、告訴権を侵害されたほか、真犯人に対する損害賠償請求権を侵害されたことにより、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく、慰謝料等335万0630円の損害賠償請求権を有していたところ、控訴人は、富士子から、上記損害賠償請求権のうち51%を譲り受けたと主張して、被控訴人に対し、譲り受けた上記損害賠償請求権の一部である10万円及び民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

2 当当事者の主張は、原判決2頁18行目の「10万円」の次に「及びこれに対する不法行為の日である平成17年12月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金」を加えるほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 当当事者の主張」の1ないし4（原判決1頁20行目から4頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する請求は、理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決4頁23行目から8頁23行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

原判決8頁23行目末尾の次に改行して、次のとおり付加する。

「5 なお、控訴人は、原判決後、本件債権全部を富士子に対し無償で返還した旨主張するところ、甲第24号証には、控訴人から富士子に対し本

件債権全部を無償で返還することを申し込み、富士子はこれを承諾する旨の文言並びに控訴人及び富士子名義の各記名押印がある。

しかし、前記のとおり、本件債権譲渡は、信託法11条に違反又は同条の趣旨に反するものとして無効であるから、控訴人は、そもそも本件債権を取得しておらず、上記書面によって本件債権が富士子に譲渡されるという効果は生じ得ないというべきである。また、仮に、上記書面が本件債権譲渡合意の合意解除に当たるとすれば、控訴人は本件債権を当初から取得していないことになるのであって、いずれにせよ控訴人が本件損害賠償請求権について無権利であることに変わりはない。」

(2) 当審における控訴人の主張について

控訴人は、①被控訴人は、控訴人の主張、立証に対し争うことなく、乙第1号証を提出しただけであるから、自白が擬制される、②原審裁判官らは、法的根拠もないのに、控訴人から住民票添付の住所変更届を提出させるなどの詐欺行為を行って、控訴人の訴訟続行の意欲を損ない、その上で、検察官らの犯罪行為の解明という国家公益を軽んじて、ただ実体審理を拒まんがために被控訴人の國に与し、純然たる債権譲渡を訴訟信託であるとする牽強付会の判断を下したものであり、原判決は実質的に職務上の犯罪により捏造されたものというべきであるから、無効として破棄されるのが法の正義であるなどと主張する。

しかし、被控訴人が、本件訴訟において、控訴人の請求原因事実を争っていることは、当裁判所に顕著な事実であるから、同請求原因事実につき擬制自白が成立する余地はない。また、原審において、控訴人が裁判所から住民票添付の住所変更届の提出を促され、これに応じたことは記録上明らかであるが、裁判所が、訴訟の円滑な進行のために、訴訟当事者の最新の住所を把握しておくことは必要なことであるから、裁判所が上記書面の提出を求めたことについては法律上何らの問題はなく、他に、原審において本件訴訟に関

とした裁判官らが控訴人に対し詐欺的な行為をし、控訴人の本件訴訟続行の意欲を意図的に損なったと認めるに足りる証拠はない。そして、本件債権譲渡が信託法 11 条に違反又は同条の趣旨に反するものであることは、前記のとおりであり、甲第 21 号証は上記結論を左右しない。他に、原審裁判官らが、国家公益の追及を忘れ、いたずらに検察官らの犯罪行為の解明を回避しようとしたことを認めるべき証拠はなく、原判決が実質的に職務上の犯罪により捏造されたものであるとする控訴人の主張は、到底採用することができない。

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 中 嶋 功

裁判官井上哲男は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 青 柳 馨

これは正本である。

平成 20 年 10 月 16 日

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判所書記官 居 関 雅 昭

